仕 様 書

1 業務名

放送大学大学院教育研究成果報告(学生論文集)Open forum第12号作成業務(編集、デザイン及び印刷)

2 冊子の構成

- 総頁数185頁(予定)
- ・ 表紙(表裏)2頁、見返し(表裏)2頁、中表紙1頁、創刊の辞1頁、刊行によせて1頁、編集方 針1頁、目次4頁(予定)、各プログラムの説明7頁(全7プログラム論文前に1頁ずつ)、論文及 び教員コメント72頁(予定、計12本(1本当たり6頁))、研究ノート及び教員コメント84頁(予 定、計42本(1本当たり2頁))、大学院データ1頁、プログラムの再編について1頁(予定)、 論文題目一覧5頁(予定)、修了者の状況2頁(予定)、奥付1頁等
- ※ ページ数等については予定。放送大学学園教務課担当者(以下「学園担当者」という)と調整のうえ、決定する。

3 スケジュール (予定)

2015年

8月中旬 論文等執筆者確定(学園担当者→論文等執筆者及び各コメント執

筆教員(以下「各執筆者」という))

10月23日 研究ノート原稿提出締切(各執筆者→学園担当者)

11月 6日 論文原稿提出締切(各執筆者→学園担当者) 10月下旬~11月下旬 順次、原稿渡し(学園担当者→請負業者)

12月中 初校 (請負業者→各執筆者及び学園担当者)

※ 各執筆者へ送付した校正原稿の写しは、参考として学園担当

者にも送付すること。

2016年

1月中 再校 (請負業者→各論文等執筆者及び学園担当者)

※ 各コメント執筆教員の校正は1回(初校)のみ。

※ 各執筆者へ送付した校正原稿の写しは、参考として学園担当

者にも送付すること。

3月22日 Open Forum第12号納品

4 業務内容

- 1) 原稿の編集、レイアウト及び割付
 - ・ 原稿の編集、レイアウト及び割付の調整。
 - 各頁のレイアウト、カラーページの決定、台割等、全体を通してバランスの取れた仕上が りとなるように調整すること。
 - ・ 可能な限り前号までのレイアウト等を踏襲した仕上がりとすること。
 - ・ 原稿をレイアウトしたサンプルページを予め学園担当者へ提示し、協議の上、編集作業に 入ること。
- 2) 原稿の文字組、レイアウト及び割付のデータ入力
 - 文字組、レイアウト及び割付を行うこと。
 - ・ レイアウト、デザイン等作成にあたっては、ある程度連続性を保つようにし、各頁のレイアウト、カラーページ等、全体を通してバランスの取れた仕上がりとなるように努めること。
- 3) 表紙のデザイン制作
 - サンプルページを予め学園担当者へ提示し、協議の上作業を進めること。
- 4) 完成までに要する校正

【校正先内訳】

・ 各論文等執筆者 : 論文72頁(予定、計12本(1本当たり6頁))、

研究ノート84頁(予定、計42本(1本当たり2頁))等

・ 各コメント執筆教員:論文への教員コメント12頁(予定、計12本(1本当たり1頁))、

研究ノートへの教員コメント42頁(予定、計42本(1本当たり1

頁))等

・ 学園担当者 :表紙(表裏)2頁、見返し(表裏)2頁、中表紙1頁、

創刊の辞1頁、刊行によせて1頁、編集方針1頁、目次4頁(予定)、各プログラムの説明7頁(全7プログラム論文前に1頁ずつ)、大学院データ1頁、プログラムの再編について1頁(予定)、論文題目一覧5頁(予定)、修了者の状況2頁(予定)、

奥付1頁等

※ 各執筆者の詳細及び連絡先等については、原稿渡し時に学園担当者より通知する予定。 【校正業務内容】

- 各執筆者及び学園担当者への校正原稿送付。
- 校正原稿の回収、催促。
- ・ 校正は各論文等執筆者及び学園担当者については最低2回以上、各コメント執筆教員については最低1回以上行うこと。
- 各執筆者へ送付した校正原稿の写しは、参考として学園担当者にも送付すること。
- 5)編集に関するアドバイス、クレーム対応
 - ・ 提出された原稿に対し、見栄えが良くなるよう修正指導を行うこと。
 - ・ 校正方法について指導を行うこと。
 - 各執筆者との編集作業に支障が生じた場合、学園担当者と連絡調整を行うこと。
- 6) 原稿等データ作成、冊子作成及びそれらの納品

【冊子の仕様】

- 部 数 2,450部
- 規格 A4判正寸 (297mm×210mm)
- 頁 数 表裏:4頁(片面2頁)

本文:185頁(予定)

• 色 数 表紙:4色/1色

本文: 4色 47頁 (予定) 1色 138頁 (予定)

用紙 表紙:スーパーF1ホワイト(260g/m²)

本文:コスモエアライト (A判・Y目・55kg)

- 製本 アジロ並製本 表紙1/4マットPP加工
- 組版 論文(11pt),研究ノート(10.5pt)
- ※ ページ数及び用紙等については予定。学園担当者と調整のうえ、決定する。

5 原稿等受け渡し方法及び受け渡し期限

- 1) 学園担当者→請負業者
 - ・ テキストデータ (CD-R、メール等) 及びテキストデータを出力したもの並びに図版・図表 等の現物等により、原稿を受け渡すこととする。
 - ・ 学園担当者からの原稿等受け渡しの時期は、各執筆者からの原稿が到着次第、随時送付することとするが、11月下旬には、全ての原稿の受け渡しを完了するものとする。
- 2) 請負業者→学園担当者

原稿等データ (CD-RまたはDVD-R) 及び冊子の納品 (「7 納品内容について」参照) を2016 年3月22日 (火) までに行うこと。

6 原稿等の取扱いについて

本学園から提供された原稿や個人情報について、Open Forum第12号作成以外の用途に使用しないこと。また、個人情報の取扱いについては別添の事項を厳守すること。

7 納品内容について

成果物として、完成した印刷物と同内容の電子データを納品すること。

1) 印刷入稿データ

ソフトウェアAdobe InDesign(Adobe Illustrator)版に変換した版下データ (図表等データ含む。作成頁単位のファイルに分類すること。)

2) 完全印刷データ (版下データ) ファイル

印刷可能な版下データ。使用ソフト等、再印刷に必要な情報を明記した出力指示書を添付すること。

3) PDFファイル

本学園保存用のPDF形式の完成データ(全頁単位)及び各執筆者別抜刷作成用のデータ(表紙、目次及び各執筆者担当部分を抜き出したデータ(それぞれ執筆学生の氏名をファイル名として、分割したもの))。

4) DTPデータファイル

1種類(見開き頁単位)。

- 5) 冊子 2,450部
- ※ 上記1)から4)については、学園担当者へCD-RまたはDVD-Rで納品すること。

8 納品データの取扱いについて

- 1) デザインを含め、納品データの利用にあたっては、本学園の責任の下、本学園ホームページへの掲載や、Open Forumの増刷・加工等を可能とすること。
- 2) 各執筆者別抜刷作成用データについては、各執筆者が自由に印刷・配布することや各執筆者個人のホームページへの掲載等を可能とすること。

9 冊子の納入場所及び納入期限

- 1)納入場所
 - · 放送大学学園本部 資料管理棟2階 (千葉県千葉市美浜区若葉2-11)
- 1,206部(暫定)
- · 発送業者

1,244部(暫定)

(※ 発送業者の詳細については後日学園担当者から連絡する。)

2)納入期限

2016年3月22日 (火)

10 業務請負期間について

Open Forumの完成品(各データ及び冊子)の納品が確認されるまでを業務請負期間とする。

11 著作権等について

当該業務の実施にあたり、制作したイラスト、図、デザイン等に係るすべての権利は放送大学 学園に帰属する。

12 その他

- ・ 本学園は、成果物に瑕疵があるときは、請負者に対して目的物の引渡しを受けた日から1年 以内にその瑕疵の補修を要求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求する ことができるが、成果物の瑕疵が本学園側の指示の不適当から生じた場合は、この限りではな い。
- ・ その他詳細については、学園担当者と協議を行い、その要望等に対して、速やかかつ誠実に対応すること。

個人情報の取扱いについて

(1) 秘密保持

- イ 請負業者は、発注者より提供された個人情報等を第三者に漏えいしてはならない。
- ロ 提供された個人情報等は、厳重に管理し、秘密保持する義務を負う。
- ハ 提供された個人情報等は、接触者を限定するとともに、本件業務のために必要最小限度の 範囲の職員に限りアクセスさせることとする。

(2) 複写・複製の禁止

提供された個人情報等について、複写又は複製をしてはならない。ただし、発注者の承諾 を得た場合に限り、発注者が承諾した情報のみを複写又は複製することができる。

(3) 目的外利用の禁止

提供された個人情報等を、本請負業務の目的以外に利用してはならない。

(4)情報の返還・廃棄

提供された個人情報等について、保有する必要がなくなったことを発注者からの確認で得た場合は、提供された文書、若しくは磁気ディスク等の一切の個人情報等の媒体物、発注者の承諾を得て作成した複写物、複製物等発注者に返還し、又は廃棄しなければならない。

(5) 第三者への委託

- イ 本請負業務を第三者に委託してはならない。
- ロ イにかかわらず、本請負業務のために必要がある場合で、かつ、発注者が事前の書面によりこれを承諾した場合に限り、本件を第三者(以下「再委託先」という。)に委託することができる。この場合において再委託先に同様の守秘義務を課さなければならない。

(6) 検査及び契約解除

- イ 発注者は、いつでも本請負業務の作業場所に立ち入り、請負業者の立会いのもと、発注者 の指示する方法により、業務の実施状況等を検査し、報告を求めることができる。なお、請 負業者は正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- ロ 検査の結果、請負業者の実施内容が、仕様書の内容を満たさない状態等であると判断した場合には、口頭又は書面により改善要求を行うとともに、今後の対応への改善計画書の提出及び支払金額の減額措置等を行うことができる。

それでもなお、請負業者が改善要求等に従わない場合、及び、本学の担当者が、請負業者が提出した改善計画書に基づき、履行状況の確認をした結果、改善計画書に基づかない履行をしていることが判明した場合には、契約を解除することができる。

ハ 書面による改善要求が2回を超えた場合には、契約を解除することができる。

この契約解除により、請負業者が本業務を実施するために負担した経費及び損害等については、請負業者は請求できないものとする。ただし、業務の出来高部分のうち発注者の検査に

合格したものについては、この限りではない。

- (参考)独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)(抄)
- 第五十条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条 第四項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
 - 二 第七条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者
- 第五十一条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に 供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十三条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、 十万円以下の過料に処する。